

地区社協
だより村
国
の
郷

第61号

編集・発行
各務地区社会福祉協議会

「人々のつながりを大切に！」

各務地区社会福祉協議会 会長 長縄 秀平



少子高齢化がじわじわと進行しており、独居高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。そうした中、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、住民同士が役割を分担して課題解決に努めていく必要があります。

当地区社協は、自治会長や民生・児童委員、各種団体の代表、ボランティアハウスや近隣ケアグループの代表など、地域の活動に直接携わる人々で構成されています。地域で暮らす人々のつながりを大切にしながら、「ふれあい・ささえあい・たすけあい、ぬくもり溢れるまち」を目標に活動を展開してまいりますので、ご支援ご協力を宜しくお願いいたします。

近隣ケアグループ(22団体、138名)

近隣ケアグループ活動は、声掛けや見守りを通して支援が必要な人を地域で支える活動です。

この活動の活発な取り組みによって、皆が孤立することなく日々の暮らしを安心して続けることができます。

また、緊急時や災害時に住民同士が助け合って早く適切な対応に繋がると期待されます。

あすなろ(洞東、洞西、洞川南)	仲の宮さわやか(西組第二)
ひまわり(木戸・宮の前)	金山会(西組第二)
たんぼぼ(山の前東)	船山東(船山町東)
すこやか(山の前西)	たんぼぼ(温井)
北島団地(おがせ町第二)	船山会(船山町西)
西北島	須衛第一金場
南北島	須衛第二向田
城之屋敷	須衛第二倉屋敷
おがせ町第三	須衛第三宮東
すいれん(おがせ町第四)	須衛第三南屋敷
さわやか会(おがせ町第五)	会本

ボ
ラン
タ
リ
ー
ハ
ウ
ス

事業名	活動日時	場所
さくら会北島	毎週土曜(第一を除く) 9:00~と、第3木曜10:00~	北島団地公民館
Q.O.L.	毎週月曜9:30~又は13:30~	山の前公民館
地域ふれあい広場	4月・11月を除く毎月1回 土曜日13:30~	公民館10ヶ所巡回型

ボランティアハウスは、地域の人々が閉じこもりにならないように集まり、楽しく交流することを目的としています。定期的を開催することで、地域のささえあい・たすけあいの輪が広がります。

令和7年度 各務地区社会福祉協議会事業計画書

月	日	曜	事業名	場 所	備 考
4	25	金	自治会連合会長・地区社協会長合同会議	総合福祉会館	市社協主催
			運営委員会	各務福祉センター	
	29	火	近隣ケアグループ研修会	各務福祉センター	
5	6	火	第1回総会	各務福祉センター	役員人事、事業・予算計画
	17	土	近隣ケアグループ全体研修会	プリニーの市民会館	市社協主催
			地域ふれあい広場指導者講習会	各務福祉センター	
	23	金	地区社協会長・福祉推進員研修会	総合福祉会館	市社協主催
	24	土	地域ふれあい広場(山の前)	山の前公民館	
6	14	土	地域ふれあい広場(おがせ町第一)	北島団地公民館	
7	1	火	機関紙「村国の郷 第61号」発行	全戸配布	2色刷り6ページ
	12	土	地域ふれあい広場(西組第一、船山町西)	西組公民館	
	19	土	おがせ池夏祭り・盆踊り「各務にゆかりの三音頭他」	祭り会場広場	
8	23	土	地域ふれあい広場(おがせ町第四)	池端公民館	
9	20	土	地域ふれあい広場(須衛)	須衛公民館	
10	4	土	各務原市福祉フェスティバル2025	市民公園	市等主催
	18	土	地域ふれあい広場(会本)	会本公民館	
	29	水	岐阜県社会福祉大会	不二羽島文化センター	県社会福祉協議会等主催
11	8	土	第9回村国の郷ふれあいの集い	各務小学校体育館	
	16	日	高齢者ふれあい交流週間	全域	80歳以上の高齢者対象
	21	金	第59回各務原市社会福祉大会	産業文化センター	
12	上旬		ボランティアハウス代表者研修会	未定	市社協主催
	13	土	地域ふれあい広場(東組)	東部公民館	
R8 1	17	土	地域ふれあい広場(西・南北島、宮之前、城之屋敷、おがせ町第三)	各務福祉センター	
2	14	月	地区社協会長・福祉推進員合同会議	総合福祉会館	市社協主催
	16	土	地域ふれあい広場(西組第二、船山町東)	温井公民館	
	22	日	横断旗設置事業	各務全域	
	28	土	運営委員会	各務福祉センター	
3	1	日	機関紙「村国の郷 第62号」発行	全戸配布	カラー刷り、4ページ
	7	土	第2回総会	各務福祉センター	事業・決算報告 他
	14	土	地域ふれあい広場(おがせ町第五)	おがせ公民館	

※6月～7月 社協会費・会員募集

※10月～12月 赤い羽根共同募金運動

<“ふれあい・ささえあい・たすけあい”ぬくもり溢れるまちをめざします>

令和7年度 各務地区社会福祉協議会予算計画書

収入の部

単位:円

科 目	前年決算	予算額	備 考
①市社会福祉協議会交付金	288,000	280,000	地区内会費の40%
②メニュー事業助成金	755,760	720,000	市社協より助成
③自治会助成金	50,000	50,000	自治会より助成
④雑収入	17,379	12,000	
⑤繰越金	877,656	873,791	
合計(①+②+③+④+⑤)	1,988,795	1,935,791	

支出の部

科 目		前年決算	予算額	備 考
①事務費		25,999	30,000	文具、用紙、郵送費
②会議費		57,788	60,000	会議配付物、飲物等
③メニュー事業		976,217	964,000	メニュー事業活動費
内 訳	近隣ケアグループ研修会	28,274	30,000	
	ボランティアハウス事業	342,169	300,000	3団体
	ふれあい交流事業	290,281	300,000	村国の郷ふれあいの集い、おがせ池盆踊り
	機関誌の発行	133,056	140,000	年2回発行
	赤い羽根共同募金事業	133,760	140,000	高齢者訪問
	ご近所畑事業	44,852	50,000	
	横断旗の設置	3,825	4,000	
④その他の事業		55,000	40,000	地域活動への補助
内 訳	共催事業(フェスティバル助成)	30,000	15,000	各務小
	共催事業(青少年育成への助成)	25,000	25,000	各務小(2万円)中央小(5千円)
⑤繰越金		873,791	841,791	
合計(①+②+③+④+⑤)		1,988,795	1,935,791	

介護保険制度を上手に利用しましょう



付表にお示したサービスを受けるには、
介護認定を受ける必要があります!!!

対象となる方

①65歳以上の方 ②40歳以上65歳未満の方で、特定疾患のある方

介護認定が決まるまでの流れ



STEP 1 相談

本人または家族が、地域包括支援センター（各務地区はカーサ・レスパート）、市の介護保険課
介護認定係に希望するサービスを伝え相談

認定審査が受けられそう

迷わないで、まず
相談してください

認定審査をうけられない

STEP 2 申請

本人、家族、代行人（地域包括支援センター、介護保険施設など）が介護保険課に

《必要なもの》

「介護保険証」、「健康保険証」（40歳以上65歳未満の方）

※「主治医の意見書」を書く医師が決まっている
ことが必要です

「基本チェックリスト」を受ける

※日常生活に必要な機能が落ちてい
ないかを調べる

「要介護」、「要支援」は認定されません
※「介護予防・生活支援サービス」または
「一般介護予防事業」が受けられます

STEP 3 認定調査、審査・判定

【認定調査】

市の調査員が訪問して聞き取り調査（全国共通の調査票使用）

【主治医の意見書】

主治医が心身の状態についての意見書を作成

【一次判定】

コンピュータ判定

【二次判定】

介護認定審査会（市が任命する専門家で構成）



STEP 4 認定結果の通知

結果は郵送で通知されます

介護区分

高

介護が必要な度合い

低

要介護
5

要介護
4

要介護
3

要介護
2

要介護
1

要支援
2

要支援
1

非該当

詳しくは地域包括支援センター（カーサ・レスパート Tel381-3800）
市役所高齢介護課（Tel383-1970）におたずねください

by T.Adachi

【付表】 介護保険で利用できる主なサービス

介護を行うためのサービスです。サービスの対象者は、介護保険加入者です。

サービス内容（※1）		サービスの段階	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
在宅介護型	ホームヘルパー、生活支援サポーター（※2）による住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理等		●	●	●					
	ホームヘルパーによる食事の世話、入浴の世話、排せつの世話、衣類やシーツの交換、住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理等					●	●	●	●	●
	浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助			●	●	●	●	●	●	●
	看護師による床ずれの手当や点滴の管理			●	●	●	●	●	●	●
	リハビリの専門家による自宅でのリハビリ			●	●	●	●	●	●	●
	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士による療養上の管理・指導			●	●	●	●	●	●	●
	介護職員と看護師が定期的に訪問	各務原市民のみ利用可				●	●	●	●	●
	介護職員と看護師の随時対応（電話通報により）					●	●	●	●	●
施設通所型	機能訓練、入浴、レクリエーション等のサービス		●	●	●					
	心身機能の状態に合わせた機能回復訓練、介護予防のための体操・運動・自立・社会参加のための活動		●	●	●					
	デイサービスセンターでの食事・入浴、機能訓練					●	●	●	●	●
	定員18名以下の小規模通所介護施設での食事・入浴等の介護、機能訓練 ※各務原市民のみ利用可	施設により個別機能訓練、栄養改善、口腔機能向上などを行う場合もある				●	●	●	●	●
	介護老人保健施設、病院・診療所での機能訓練					●	●	●	●	●
	介護老人保健施設、病院・診療所での介護予防を目的とした生活機能の維持向上の機能訓練		●	●						
通い中心の複合型	認知症対応型デイサービスでの食事・入浴、機能訓練 ※各務原市民のみ利用可					●	●	●	●	●
	小規模な住居型施設への通いを中心に、自宅への訪問介護、施設での宿泊などの柔軟なサービス	各務原市民のみ利用可				●	●	●	●	●
宿泊型	小規模な住居型施設へ通う、介護と看護のために自宅へ来てもらう、施設で宿泊するなどの柔軟なサービス					●	●	●	●	●
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期入所					●	●	●	●	●
施設入所型	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期入所					●	●	●	●	●
	介護老人保健施設（リハビリによって家庭復帰することを目的とした施設）などに短期入所					●	●	●	●	●
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入る					▲	▲	●	●	●
生活環境整備型	定員29名以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入る ※各務原市民のみが入所可					▲	▲	●	●	●
	介護老人保健施設（リハビリによって家庭復帰することを目的とした施設）に入る					●	●	●	●	●
住宅改修型	手すり（工事をとまなわないもの）を借りる			●	●	●	●	●	●	●
	スロープ（工事をとまなわないもの）を借りる			●	●	●	●	●	●	●
	歩行器を借りる			●	●	●	●	●	●	●
	歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等）を借りる			●	●	●	●	●	●	●
	車いす、車いすの付属品を借りる			▲	▲	▲	●	●	●	●
	特殊寝台、特殊寝台付属品を借りる			▲	▲	▲	●	●	●	●
	床ずれ防止用具を借りる			▲	▲	▲	●	●	●	●
	体位変換器を借りる			▲	▲	▲	●	●	●	●
	認知症老人徘徊感知機器を借りる			▲	▲	▲	●	●	●	●
	移動用リフト（つり具を除く）を借りる			▲	▲	▲	●	●	●	●
住宅改修型	自動排せつ処理装置を借りる			▲	▲	▲	▲	▲	●	●
	特定福祉用具購入費支給 ・腰掛便座（便座の底上げ部材を含む） ・自動排せつ処理装置の交換部品 ・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用てすり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分	支給限度額が決まっている (年間10万円が上限、1～3割が自己負担)		●	●	●	●	●	●	●
	家に手すりを取り付ける、および付帯工事	支給限度額が決まっている		●	●	●	●	●	●	●
	家の段差を解消する、および付帯工事			●	●	●	●	●	●	●
	家の床を滑りにくい床材に替える、および付帯工事			●	●	●	●	●	●	●
住宅改修型	開き戸から引戸等への扉の取り替え・扉の撤去、および付帯工事	(年間20万円が上限、1～3割が自己負担)		●	●	●	●	●	●	●
	便器を和式から洋式に取り替える、および付帯工事			●	●	●	●	●	●	●

▲は、心身の状態に応じて決定することを表す

※1 ケアマネジャーによる「ケアプラン」作成によって利用できる

※2 「生活支援サポーター」とは、市で行う生活支援の研修を受けた者

by T.Adachi

各務の歴史 連載⑩

「御膳粉復活プロジェクト」

文：各務原市歴史民俗資料館 長谷 健生

御膳粉とは、江戸時代、徳川將軍をはじめとする大奥の人々が食べるために上納された米のことです。

御膳粉は、全国でも美濃国の幕府直轄領のみが納めることとなっており、このうち生産できる村は、各務郡の各務村・須衛村ほか、ごく一部に限られていました。

御膳粉が各務原市域から上納されていたことについて、令和四年度に歴史民俗資料館の企画展で紹介しました。その後、観覧された方からJAぎふに対し、御膳粉の生産地であったという歴史を活かした取り組みができないかという提案がありました。これをきっかけに、JAぎふと各務原市は、御膳粉の商品化を目指し、令和五年二月「御膳粉復活プロジェクト」を立ち上げました。JAぎふがプロジェクトの企画、稲の栽培暦の作成と栽培指導を担い、各務原市役所農政課はPRを、市学芸員が歴史的な面での監修を行いました。商品名は『美濃國幕領御膳粉』と決定しました。

実際の栽培にあたっては、三名の生産者

にご協力いただき、江戸時代に幕領であった那加前野町(旧前野村)・蘇原昭米町(旧古市場村)・各務西町(旧各務村)の三か所を栽培地としました。栽培品種は、江戸時代の品種の種粉等は残っていないため、現在岐阜県で広く栽培されているハツシモ(品種名：ハツシモ岐卓S)としました。ハツシモは粒が大きく、江戸時代に重要視されていた「粘性(粉の品質)」が良くみえるため、相応しい品種と考えました。肥料は御膳粉に干鰯や油粕などが使用されていたことを踏まえ、魚粕をベースにした有機肥料を取り入れました。また「特別栽培米」として、農薬・化学肥料の使用量を抑えて栽培しました。

こうして生産された『美濃國幕領御膳粉』は、市のイベントやJA各店での販売、ふるさと納税の返礼品として活用されました。たいへん好評であったため、令和六年も継続して生産することとなり、さらなる普及活動の一貫として令和七年一月、市内全ての小学校の給食で『美濃國幕領御膳粉』が提供されました。先生方に事前に御膳粉の歴史についての資料を配布し、児童は御膳粉の歴史を学んだ上で実食。たいへん美味し

いと好評だったようです。

令和六年からは、JA主催の稲作体験イベントにおいて、小学生たち自ら苗を植えており、今年も六月二日に行われます。

江戸時代に各務原市域から上納されていた御膳粉の歴史は、令和の時代になって新たな展開を見せています。今後も古文書の調査によって御膳粉の歴史を詳らかにするとともに、市民に、そして全国に、各務原市の魅力の一つとして御膳粉が知れ渡るよう努めたいと思います。



令和六年の稲作体験